

## 福祉相談員の業務概要及び勤務内容等について（嘱託職員）

R5.2

日立市社会福祉協議会

### 1 業務内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯や失業した世帯を対象とした、国の「生活福祉資金特例貸付制度」を利用した世帯への生活支援や償還に関する相談に応じる業務です。さらに、市社協で行う「社会福祉資金」の貸付を希望する世帯には、対象者に寄り添いながら、「生活の自立」を目標とした相談業務を行います。

加えて貸付業務に関する書類やデータの整理を行います。

なお、主な業務は次のとおりです。

#### (1) 福祉資金貸付に関する相談関係

- ア 窓口での相談・出向いて（アウトリーチ）の相談
- イ 償還に関する相談・訪問指導
- ウ データ入力
- エ その他の関連業務

#### (2) その他、生活支援に関する業務

### 2 業務場所

社会福祉協議会事務局（会瀬町4-9-13）、または、日立市自立相談サポートセンター（日立市役所2階（山側）社会福祉課内（助川町1-1-1））

### 3 募集人員 4名（3名は社会福祉協議会、1名は日立市自立相談支援センター勤務）

### 4 雇用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（更新の場合あり）

### 5 業務日等 週5日（月～金）1日7時間勤務（午前9時から午後5時まで）

※昼休みは、1時間

ただし、土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

### 6 給 与 ・給 料 188,992円/月

・賞与（期末手当）

6月：給料月額1.2月

12月：給料月額1.2月

※賞与支給にかかる基準日において、算定期間（前6か月）に満たない場合、期間率が発生します。

・通勤手当支給（本会規定による）

### 7 保 険 等 社会保険・労働保険加入、健康診断有 有給休暇